



2024年5月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

コンテンツ

| | | |
|----------|---|------------|
| <u>1</u> | 2024年4月15日付、ハノイ市税務局発行の、営業終了後の支店のVATの控除対象額移行に関するオフィシャルレター第1569/TCT-KK. | VAT |
| <u>2</u> | 2024年4月2日付、ハノイ市税務局発行の個人所得税を確定する際の保険料控除に関する案内に関するオフィシャルレター・第16888/CTHN-TTHT. | PIT |
| <u>3</u> | 2024年4月9日付、税務総局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第1442/TCT-CS. | CIT |
| <u>4</u> | 2024年4月17日付、ニンビン省税務局発行の請負業者の税務政策に関する案内であるオフィシャルレター・第1489/CTNBI-TTHT. | FCT |
| <u>5</u> | 2024年5月2日付、税関総局発行の生産経営のためその場で輸入した商品に対する税還付に関するオフィシャルレター・第1846/TCHQ-TXNK. | IET |
| <u>6</u> | 2024年5月10日付、電子請求書使用の登録内容変更に関するバクザン省税務局のオフィシャルレター・第3395/CTBGI-TTHT. | INV |

1 支店が営業を終了した後も控除可能な付加価値税額の移行

2024年4月15日付、ハノイ市税務局発行の、営業終了後の支店のVATの控除対象額移行に関するオフィシャルレター第1569/TCT-KK号は以下の通りである。

支店が活動を終了及び税コードを無効にするが、活動終了時に仕入れVATの控除が全額されておらず残存額がある場合、VATに関する法律の規定に従った控除条件が完全に満たされていれば、支店はその残存額を本店に移行し、引き続き本店において申告、控除をする。

2 個人所得税確定時の保険料控除に関する案内

2024年4月2日付、ハノイ市税務局発行の個人所得税を確定する際の保険料控除に関する案内に関するオフィシャルレター・第16888/CTHN-TTHT号は以下の通りである。

3か月以上の労働契約を締結し、給与や報酬等の収入があり、そして会社が税務申告を行う時点で実際にその会社に勤務している個人の場合、（勤務期間がその年において12か月に未だ満たない場合を含む）会社が個人所得税を決算する委任を与えることができる。

個人が規定を満たす保険や任意年金に加入している場合は、個人所得税の計算時に課税所得から控除される。控除を受けられることのできる保険項目に対する対象保険の証明書類は、保険組織の領収書類の抄本または、控除額、納付した保険金額についての会社の確認書（会社が代わりに支払う場合）。

3 支店が独立会計から従属会計に移行した場合の損失の移行

2024年4月9日付、税務総局発行の税務政策に関するオフィシャルレター・第1442/TCT-CS号は以下の通りである。

政令・第218/2013/NDCP号の規定に依り、「設立された企業、または、企業の形態の変更、所有者の変更、分割、分離、合併、統合などの投資プロジェクトを行っている企業は、法人所得税の支払い義務を履行する責任（罰金もあればそれも含む）があり、企業の法人税優遇（まだ完全に移行されていない損失項目も含む）もしくは、条件を引き続き満たしている場合、移行、分割、分離、合併、統合前の投資プロジェクトの法人税優遇を同時に継承する。税務総局は、支店が独立会計から従属会計に変更する場合の損失の移行に関するガイダンスを次のように提供している。

- 現在の法人所得税の法的文書は、企業が事業形態を変更、所有者の変更、分割、分離、合併、統合した場合の損失の移行をガイダンスする規定のみを提供している。
- 支店の独立会計から従属会計に移行する場合の損失を移転することのガイダンスする規定はない。

4 補償金に対する請負業者税

2024年4月17日付、ニンビン省税務局発行の請負業者の税務政策に関する案内であるオフィシャルレター・第1489/CTNBI-TTHT号は以下の通りである。

会社が外国企業であるB社と物品を販売する契約を結んでいる場合、B社は収益に応じて計算された比率による申告・納税の対象となる。納入された商品に欠陥があり、買い手と売り手が補償のための損害額を確定した文書を持っていれば、B社に賠償金を支払う際、会社は外国企業Bに代わって、以下のように税金を計算、控除、及び申告して納税する義務がある：

- 付加価値税について: 上記の通達・第219/2013/TTBTC号の第5条1項の規定に従い、付加価値税の補償金額を申告、計算、および納付する必要はない。
- 法人所得税について: 企業Bが賠償金を受け取ったものの、その金額が損害額より大きくない場合 (課税所得がない)、法人所得税を申告、納付する必要はない。

5 生産経営のためにその場で輸入された商品に対する税金の還付

2024年5月2日付、税関総局発行の生産経営のためにその場で輸入した商品に対する税還付に関するオフィシャルレター・第1846/TCHQ-TXNK号は以下の通りである。

輸入者が生産、経営のためにその場で輸入した商品に対して輸入税を支払い、その輸入商品を使用して輸出商品を生産し、実際にその商品を海外や保税区域に輸出した場合、本政令第36条に在る規定に従い、納税した輸入税の還付を受けることができる。

6 電子請求書使用の登録内容変更

2024年5月10日付、電子請求書使用の登録内容変更に関するバクザン省税務局のオフィシャルレター・第3395/CTBGI-TTHT号は以下の通りである。

- 電子請求書の使用を停止している及び政令・第123/2020/ND-CP号の第16条1項に在る規定に基づき税務機関からのコードが無い対象に属する会社の場合、電子請求書使用登録内容変更の申請書は、税務総局の電子請求書システム上にある、政令・第123/2020/ND-CP号に付属で発行されているフォーム・第01/DKTD-HDĐT号になるが、システムでは受け付けられない。
- 税務当局がその都度発行するコードを使用して電子請求書を発行する会社の場合、売主と買主の電子署名を必ずしも必要としない。

略語

| | | | |
|------------|-------------------------|---------------|--|
| VAT | Value Added Tax | MOF | Ministry of Finance |
| PIT | Personal Income Tax | GDT | General Department of Taxation |
| CIT | Corporate Income Tax | MOIT | Ministry of Industry and Trade |
| BLT | Business License Tax | MOLISA | Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs |
| SCT | Special Consumption Tax | DPI | Department of Planning and Investment |
| IET | Import and Export Tax | SBV | The State Bank of Vietnam |
| FCT | Foreign Contractor Tax | EPE | Export processing enterprises |
| OL | Official Letter | EPZ | Export Processing Zone |
| INV | Invoices | IZ | Industrial Zone |



2024年5月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ.

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Dakao Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 8 3820 5731/ 2 | Fax: +84 8 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Khanh Ward, Ba Dinh District, Hanoi city, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

